

告示

埼玉県告示第千三百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）川口栄町3丁目銀座地区市街地再開発ビル

埼玉県川口市栄町三丁目六百一番地

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 駐輪施設について

届出店舗は駅近隣の商業施設であり、多数の駐輪需要が見込まれます。自転車収容台数を超えた場合も必ず敷地内で対応し、周辺道路上に駐輪することがないよう、十分な対策を講じてください。また、届出書記載の交通整理員配置の他に対策案があればご教示ください。なお、原動機付自転車の来店者への対応も併せてご教示ください。

届出店舗周辺は自転車等放置禁止区域です。道路上にとまっている自転車等は撤去対象となりますので、トラブル防止のため、利用者やテナント等への周知徹底をお願いします。

(2) 自主管理歩道出入口設置のためのL型側溝切下げは、車両進入がないよう必要最低限とし、交差点および停止線から5m以内の箇所には設けないこと。また、出入口付近の植樹は、視距が確保できるよう低木とすること。

(3) 出入口①の歩道上縁石は、中高層建築物事前協議時、0・6mの幅であったが、どのように設置するのか。斜型ブロックを二個設置した場合、車両進入時の視距の関係から見えない部分が多いため、ポールでの対応が良い。詳細図を作成すること。

二 縦覧期間

令和三年十二月二十四日から令和四年一月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター